**【参考資料】**

**医師の時間外労働時間規制の概略（図参照）**

1. 実施は・・ 2024年4月より
2. 時間外労働の上限は・・

A水準：年間960時間（60時間/週相当）

B / 連携B水準：年間1,860時間（77.5時間/週相当）

C-1 / C-2水準：年間1,860時間（77.5時間/週相当）

1. 施設水準の基準

A水準：以下の指定医療機関を除く施設に勤務する医師に適応

地域医療確保暫定特例水準（B / 連携B水準）

B水準

三次救急医療機関

二次医療機関かつ年間救急車受け入れ台数1,000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院500件以上の医療機関

在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

都道府県知事が地域医療提供体制確保のために必要と認めた医療機関

連携B水準

医師の派遣を通じて地域の医療体制の確保に寄与する医療機関

（大学病院、地域医療支援病院など）

集中的技能向上水準（C水準）（図の解説参照）

C-1水準

都道府県知事により指定された臨床研修プログラムまたは日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムの研修機関

（臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を習得する際に適応。※本人がプログラムを選択）

C-2水準

特定の高度技能の育成に必要と指定された医療機関

（医籍登録後の臨床従事6年目以上の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用。※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請）

1. 労働時間における外勤（副業・兼業）の扱い

外勤での勤務時間も全て労働時間に含まれる

1. 自己研鑽の扱い

「使用者の指揮命令下におかれているかどうか」により判断される

所定労働時間内に勤務場所で行う研鑽は労働時間となる。

時間外に自ら申し出て、自らの自由意志で行う研鑽は労働時間に該当しない。

ただし、研鑽の不実施について就業規則上の制裁などの不利益が課せられているため、その実施を余儀なくされている場合や、研鑽が業務上必須である場合、業務上必須でなくても上司が命じ・黙示の指示をしている場合は、労働時間に該当する。

→勤務先での自己評価や勤務先の施設認定においては、専門医資格を有し、学会発表や論文発表を行い、研究費を取得することが求められている。その意味では全くの個人による自由意志による自己研鑽は極めて少ないと考えられる。

1. その他の勤務制限

連続勤務時間は最長28時間まで　→　勤務間インターバル　18時間

通常日勤勤務時　→　勤務間インターバル　9時間